

中学校全員喫食制給食開始時期の前倒しに伴う年度別支出予定額の内訳について

1. 開始時期

(変更前) 令和8年8月 ⇒ (変更後) 令和8年4月

2. 亀山中学校及び中部中学校の全員喫食制給食開始時期の前倒しによる年度別支出予定額の内訳は次のとおりです。

年 度	金 額	備 考
令和7年度	0千円	
令和8年度	154,623千円	597円×185回×1,400人
令和9年度	154,623千円	同上
令和10年度	154,623千円	同上
令和11年度	154,623千円	同上
令和12年度	154,623千円	同上
合 計	773,115千円	債務負担行為限度額

※令和13年度については、適切な時期に別途予算計上を行う予定

(参考) 開始時期の前倒し前の債務負担行為内訳

年 度	金 額	備 考
令和7年度	0千円	
令和8年度	102,804千円	597円×123回×1,400人
令和9年度	154,623千円	597円×185回×1,400人
令和10年度	154,623千円	同上
令和11年度	154,623千円	同上
令和12年度	154,623千円	同上
令和13年度	51,819千円	597円×62回×1,400人
合 計	773,115千円	債務負担行為限度額